

BASIC TRAINING

警備員 基本教育

警備業法第21条に基づく基本教育。警備業務を適正に行うための知識・能力の基礎を、11章131項目に整理しました。

 11章 構成

 警備業法第21条 準拠

 所要 20時間以上 (新任)

 年度 10時間以上 (現任)

1 基本原則

2 資質の向上

3 警備業法

4 憲法

5 刑法

6 刑事訴訟法

7 遺失物法

8 銃刀法

9 連絡方法

10 現場保存

11 救急蘇生法

01 警備業務実施の基本原則

1-1. 警備業の歴史と法制定の経緯

▶ 時代背景（昭和46年法制定）

- 昭和47年11月時点で業者数 約750社、警備員 約4万1,000人と急成長
- 警備員の非行・不法・不当事案が頻発
- 昭和45年頃から労働争議への介入が頻発し世論批判が高まる

△ 当時の問題事例

賃上げ争議での労働組合と警備員の乱闘事案／警察官と間違えて届けられた拾得物の横領／施設警備中の窃盗事件

▶ 立法趣旨


警備業について必要な規制を定め、警備業の実施の適正を図る

▶ 改正の経緯

年	主な改正内容
昭和46年	制定。前科を欠格事由化、営業届出制、教育・指導監督義務化、立入検査・行政処分・罰則規定
昭和57年	営業の認定制を導入、警備員指導教育責任者制度導入、機械警備に関する規制新設
平成14年	暴力団員等に係る欠格事由追加、変更手続簡素化
平成16年	知識・能力の向上、検定制度普及、依頼者保護、書面交付、苦情解決

令和元
年

成年被後見人・被補佐人の削除、教育時間の短縮

 参考データ（平成30年12月末）

警備業者数 9,714業者／警備員数 55万4,517人（うち女性 3万4,064人）

1-2. 警備業の社会的役割

警備業はサービス業——我が国の警備業の本質は「安全」と「安心」の提供というサービス業である。

▶ 現況

- 幅広く安全サービスを提供、社会的需要は増大
- 一方で深刻な人手不足、低賃金、社会保険未加入問題等の課題

▶ 社会的役割

- 依頼者の生命・身体・財産を守る業務であり、治安維持という社会貢献を担う
- 近年は災害派遣等、警察活動の補充部隊としての期待が大きい

1-3. 警備業の区分（4つの号）

警備業法第2条（定義）第1項1号～4号

警備業とは、次に該当する業務で「他人の需要に応じて行うもの」をいう。

1 1号警備

事務所、住宅、興行所、駐車場、遊園地等における**盗難等の事故**の発生を警戒し防止する業務（施設警備）

2 2号警備

人若しくは車両の**雑踏する場所**又は通行に危険のある場所における負傷者等の事故防止業務（交通誘導・雑踏警備）

3 3号警備

運搬中の**現金、貴金属、美術品**等に係る盗難等の事故防止業務（貴重品運搬警備）

4 4号警備

人の**身体に対する危害**の発生をその身辺において警戒・防止する業務（身辺警備）

※ 警備業者は、都道府県公安委員会の「**認定**」を受ける必要がある。

1-4. 基本原則（警備業法第15条）

警備業法第15条

- ① この法律により「特別の権限を与えられたものではない」
- ② 「他人の権利及び自由を侵害し」、又は「個人、団体の正当な活動に干渉してはならない」

▶ 規定された理由

1. 警察業務に類似する一面がある（制服着用、護身用具を携帯）
2. 業務の性質から行き過ぎ・不法・不当な事案発生の可能性
3. 法制定当時、警備員による労働争議等への関与事件が相次ぎ社会から批判を受けた

1-5. 施設管理権と警備員

施設管理権とは、施設の管理者（所有者、施設の管理権者）が所有する施設を**包括管理する権限**のこと。

▶ 施設管理権の対象

- 住宅・邸宅等の建造物
- 建築物（ビル・商業施設等）
- 土地、各種用地

▶ 管理権の流れ

- 1 **施設管理権者**（所有者・管理者）が施設を包括管理

2 民事契約により管理権の一部または全部を委託

3 受託・受任者（ビルメン・警備会社）が代行

△ 管理権行使の限界

- ・施設管理権が及ぶ範囲、かつ委任された範囲に限定
- ・特別な権限は付与されない
- ・実力行使は社会通念上、許容される範囲に限定

▶ 警備員の権限の範囲

- ・ **範囲**：占有権の及ぶ領域（建物・敷地内）
- ・ **業務**：出入管理、巡回、不審者対応、違法行為者の発見・排除
- ・ 悪戯・迷惑行為・危険行為等の犯罪に至らない行為は**管理権の範囲内で注意・警告**。従わない場合は社会通念上妥当な方法で阻止又は排除可能
- ・ 現行犯逮捕（万引き、恐喝、暴行、傷害等）は管理権に影響されない

1-6. 三大「類似行為」と留意事項

▶ ① 職務質問に類似する行為

	警察官の質問	警備員の質問
法令根拠	あり（警察官職務執行法第2条）	なし
強制力	あり	なし（施設管理権の範囲内のみ）

🚫 禁止行為

執拗な質問、無理な所持品の開示要求、警備室への同行要求等は法15条の趣旨に反し、**人権の侵害**、信頼を失墜する。

▶ ② 交通整理に類似する行為（交通誘導業務）

警備員には**法的根拠がない**（警察官のような強制力はない）。

- 私人が、危険防止等のために行うことができる範囲内のみ
- お客様や派遣先の利便のため、他の車両・歩行者を止めて優先誘導することは**絶対にできない**

🚨 違反時の責任

優先誘導により交通事故が発生した場合 → 業務上過失致死・傷の刑事責任（5年以下の懲役・禁固又は100万円以下の罰金）

▶ ③ 取調べに類似する行為

刑事訴訟法第213条

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる

- 警備員も現行犯逮捕（万引き、傷害、暴行等）はできる
- 盗品の有無確認のため任意に紙袋を開けてもらう程度の行為は可
- 凶器を「一時預る」行為は社会通念上合理的な範囲で許される

🚨 取調べ類似行為は禁止

私人が現行犯人を逮捕した場合は、**直ちに警察官に引き渡さなければならない**（刑訴法第214条）。取調べ類似行為はできない。

1-7. 「正当な活動への干渉」具体例

個人・団体の**正当な活動**に対し、威圧的言動等で不当な影響を及ぼす行為は禁止。

△ 具体的な侵害例

- 労働組合の適法な集会・デモ中に大勢で長時間罵声を浴びせ唾を吐きかける等の嫌がらせ

- デパートの買い物客に対し、疑う理由なく携帯品の提出を求める行為
- 無断駐車をした者に長時間説教し、又は始末書の提出を求める行為
- 万引き犯人を現行犯逮捕後、長時間にわたり所持品・身元を調べる行為

📍 現場ではこうなる

商業施設での万引き対応フロー

- 1 15:42**
巡回中、不審者を発見
店内巡回中、ジャケットの下に商品を隠した男性を視認。即座に店員に状況を伝達し、レジを通らずに退店するか確認体制をとる。
- 2 15:45**
退店を確認 → 声かけ
退店した時点で窃盗罪が確定。「店の者ですが少々お話よろしいですか」と声をかける（執拗な追及はNG）。
- 3 15:46**
現行犯逮捕
逃走の素振りがあれば現行犯として身柄を確保。実力行使は社会通念上必要最低限。羽交い絞めや殴打は不可。
- 4 15:47**
110番通報
逮捕した時点で
直ちに警察に通報
。同時に本社・指導教育責任者にも連絡。
- 5 15:55**
警察官到着まで現場保持
長時間の取調べ・謝罪状の強要は
強要罪・監禁罪

になる。事実確認の最低限の質問のみ。

6

16:05

警察官に引渡し

到着した警察官に犯人と発見状況を引き継ぐ。詳細な事情聴取は警察官の役割。



教訓：警備員の権限は「現行犯逮捕+警察への引渡し」まで。それ以降の行為は犯罪になりうる。「捕まえたら即110番」を体に叩き込む。

✓ 理解度チェック

未受験

1 警備業法第15条が定める基本原則として、正しいものはどれか。

- 警備員は警察官と同等の権限を有する
- 警備員は法律により特別の権限を与られている
- 警備員は他人の権利及び自由を侵害してはならない
- 警備員は労働争議に介入する権限がある

2 第2号警備業務に該当するものはどれか。

- 事務所・住宅・駐車場における盗難等の警戒
- 雑踏する場所における負傷者等の事故防止
- 運搬中の現金・貴金属の盗難等の警戒

身辺において危害発生を警戒する業務

3 警備員が交通誘導中、お客様の利便のため他の車両を止めて優先的に誘導した結果、交通事故が発生した。警備員に問われる責任として最も適切なものはどれか。

道路交通法上の責任のみ問われる

民事上の損害賠償責任のみ

業務上過失致死・傷の刑事責任が問われる

警備員には法的責任はない

4 警備員ができる行為として適切なものはどれか。

万引き犯人を現行犯逮捕する

不審者を警備室に長時間同行させ詳細に取り調べる

労働組合のデモ中の参加者に罵声を浴びせる

無断駐車者に始末書の提出を要求する

答え合わせ

リセット

02 警備員の資質の向上

2-1. 使命と心構え

警備業はサービス業として誕生し、本質は変わらない。提供するサービスは「**安全と安心の提供（無形）**」に集約される。

▶ 使命

- 不特定多数（契約先）から依頼を受け、個人・企業の身体・財産を守ることを営業とする
- 本来契約先が自己の業務として行うべきことを、契約により警備業者に依頼している
- 社会的責任は極めて重く、誠意と豊富な知識をもって信頼に応える

▶ 心構え

- 警備員の実力は、**不測の事態が発生したときに表面化する**
- 冷静・沈着・適切に事態を收拾させる能力こそが求められる
- 日常業務において基本的な業務を確実に実施することが何より大切

① 社会的使命の認識

警備業務の社会的使命を認識する

② 良識と誠実さ

良識の豊かな誠実な人柄

③ 専門性

専門的知識技能の向上

④ 規律ある行動

清潔で端正な服装、明快で規律のある行動・ことば使い

⑤ 心身の健康

心身ともに健康である

2-2. 業務推進上の心構え

▶ ア. 警備対象に関する知識

- **施設警備**：建物概要、駐車場概要、出入口位置、避難通路位置、対象施設の特徴
- **交通誘導警備**：誘導対象の車両・人、道路と周辺状態、通行頻度、工事概要、資機材機能

▶ イ. 警備対象に内在する危険要因

建物施設の不備や故障、不審者の侵入経路・潜伏場所、不正入退場の方法、火災発生要因、避難経路上の障害物等。

▶ ウ. 事故等の未然防止対策

- 侵入可能な場所の改善、侵入に利用される物品の排除
- 火種の排除、放火対象物（紙屑、新聞）の整理
- 消火設備機能の保全、避難経路の確保

▶ エ. 事故発生を想定した事前対策

犯人逮捕の方法、逃走犯人の特徴の覚え方、警察機関への連絡方法、初期消火・延焼防止・避難誘導・応急手当・消防署への連絡方法。

2-3. 日常の心構え

健康管理

睡眠不足は不注意・判断ミスを招く。
健康診断を定期的に行う。

ギャンブル抑制

賭博・競輪・競馬への過度な関与は業務に支障。堅実な生活態度が信頼獲得につながる。

サラ金・闇金の禁止

個人的な金銭の貸借は少額でも返済をめぐりトラブルの原因に。

秘密の保持

業務に関し知り得た秘密は家族にも漏らさない。**退職後も同様。**

2-4. 信頼感と技術の向上

▶ (1) 外観からの信頼感

- さわやかな笑顔／丁寧な言葉づかい／正しい姿勢と節度ある動作／礼儀と礼節／清潔な服装

▶ (2) 内面からの信頼感

- 警備員としての誇りと自覚／旺盛な責任感／働く意欲
- 社会人としての一般常識／常に業務に関する創意工夫／自分の誤りに気付いたら素直に改善

▶ (3) 行動からの信頼感

- 警備技術に習熟／警備対象物件を熟知／いかなる事態でも冷静沈着・適切妥当な判断
- 清廉潔白／規則遵守・時間厳守・適切な報告／秘密厳守／プロ意識

▶ (4) 資格の取得（検定制度）

警備員が一定水準以上の知識と能力を備えている公的な検定制度。**1級・2級**あり、自己研鑽に活用すること。

2-5. 制服の意義（警備業法第16条）

- 制服は所属警備会社や警備業界全体のイメージを左右する
- 清潔感や信頼感を与え、**安全と信頼のシンボル**となる
- 背後の組織力・団体を代表し、業界全体の社会的評価を高める
- 制服に恥じない仕事をする

警備業法第16条

公安委員会への届出義務あり。警察官・海上保安官の制服と明確に識別できる服装でなければならない。

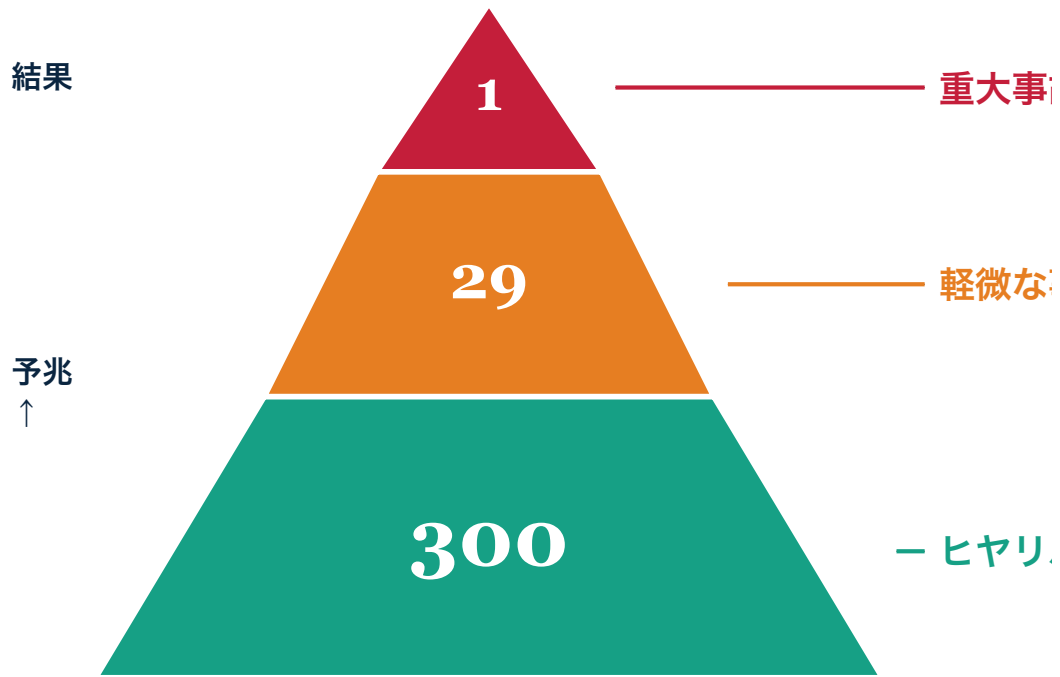
2-6. 労働安全管理

▶ 業務の特質

- 危険性を内在
- 過去の事案を参考——ヒューマンエラー（懸命・確信・焦燥・放心・多忙・無知）
- 環境状況に左右される

▶ ハインリッヒの法則「1：29：300の法則」

事故の冰山モデル



1件の重大事故の背景には、29件の軽微事故と300件のヒヤリハットが潜む

💡 結論

ヒヤリとするような事故を防げば軽微な事故は発生しない。
軽微な事故を全力で防いでいけば重大な事故は発生しない。

▶ 労災事故の事例

- 炎天下の熱射病
- 交通誘導時の車両動静の不注視
- 転落事故
- 凍結路面転倒事故
- 追跡時の受傷事故

▶ 受傷事故の防止


- **障害物の確認**：障害物がある場合は避けて巡回
- **体力の確認**：年齢とともに体力・反射神経が衰える。過信せず常に安全を優先

- **周囲の状況把握**：正確な状況把握に努める
- **不審者からの攻撃に注意**：人数・凶器の有無を素早く観察し、**昼間3歩、夜間6歩以上**の間合い、相手の動向から目を離さない

📍 現場ではこうなる

夏場の交通誘導現場で熱中症発症

- 1 10:30**
朝礼で水分補給を確認
気温32℃予報。水分・塩飴を全員に配布。30分ごとの水分補給を指示。
- 2 13:15**
同僚の異変に気づく
誘導中の同僚が顔面蒼白、汗が止まっている状態。昼休み後の水分補給を怠ったとの本人談。
- 3 13:16**
即座に作業中止・日陰へ
無線で現場監督に通報、警備配置を一時変更。日陰のある事務所車両に移動。
- 4 13:18**
119番要請判断
意識はあるが受け答えが遅い → 重症度Ⅱの可能性 → ためらわず救急要請。
- 5 13:35**
救急隊到着・搬送
搬送先は近隣の総合病院。本社・指導教育責任者に労災発生の第一報。

 **教訓**：「ヒヤリハット300」のうちの1つを見逃すと「軽微事故29」を経て「重大事故1」になる。同僚の異変に気づける観察力と、ためらわず通報する判断力。「巧遅より拙速」が命を守る。

✓ 理解度チェック

未受験

1 ハイน์リッヒの法則について正しいものはどれか。

- 1 : 3 : 30の比率を示す
- 1 : 10 : 100の比率を示す
- 1 : 29 : 300の比率を示す
- 1 : 50 : 500の比率を示す

2 不審者と対峙したときの間合いとして適切なものはどれか。

- 昼間1歩、夜間3歩
- 昼間3歩、夜間6歩
- 昼間5歩、夜間10歩
- 距離は関係ない

3 警備員の制服に関する規定として正しいものはどれか。

- 制服のデザインは警備会社の自由
- 標章のサイズに規定はない
- 警察官の制服に類似した色彩でも良い

- 警備業者の名称を表示した標章を60平方センチメートル以上で胸部・上腕部に各1個付ける

4 警備員に求められる「内面からの信頼感」として適切でないものはどれか。

- 業務に関し知り得た秘密を信頼する仲間に共有する
- 警備員としての誇りと自覚を持つ
- 旺盛な責任感を持つ
- 自分の誤りに気付いたら素直に改善する

答え合わせ

リセット

03 警備業法

3-1. 警備業法の構成

章	条文	主な内容
第1章 総則	1-2条	目的・定義
第2章 認定等	3-13条	警備業の要件・認定・営業所届出
第3章 警備業務	14-20条	警備員の制限・基本・服装・護身用具・書面交付・苦情解決
第4章 教育等	21-39条	責務・指導教育責任者・検定・欠格条項
第5章 機械警備業	40-44条	機械警備に関する規制
第6章 監督	45-51条	名簿・立入検査・指示・営業停止
第7章 雑則	52-55条	—
第8章 罰則	56-60条	—

3-2. 法の目的（第1条）

警備業法第1条

警備業について必要な規制を定め、もって**警備業務の実施の適正を図る**ことを目的とする。

▶ 「警備業務の実施の適正を図る」とは

1. 警備業務の実施に伴う違法又は不当な事態の発生を防止
2. 警備業務の適切な実施を促進

▶ 業務の特質性

- 有形・無形の影響力により人の生命・身体・財産等を守る業務
- 人の生命・身体・財産に対する危害・侵害を警戒・防止する業務

3-3. 用語の定義（第2条）

警備業務

第1号～第4号に該当する業務で、**他人の需要に応じて行うもの**。自己のために自己の業務として行うものは含まない。

警備業

警備業務を行う営業（反復継続して行い、財産上の利益を得る・得る目的で行う）

警備業者

第4条の**認定を受けて**警備業を営む者。認定を受けないで営む者は警備業者ではない

警備員

警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事する者。事務職員は含まない。**機械警備の指令員は警備員に該当**

3-4. 警備業の要件・欠格事由（第3条）

次のいずれかに該当する者は警備業を営んではならない。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁固以上の刑に処せられ、又は本法違反等で罰金刑、執行終了から**5年を経過しない者**
3. 最近5年間に本法違反等の重大な不正行為をした者
4. 集団的・常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある者（暴力団）
5. 暴対法による命令・指示を受けた日から**3年を経過しない者**
6. アルコール・麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒者
7. 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者
8. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
9. 警備員指導教育責任者を選任しないと認められる相当の理由がある者
10. 法人で役員の中に①～⑦該当者があるもの
11. 暴力団等が支配的影響力を有する者

3-5. 認定制度

警備業を営む者が要件を満たしているか公安委員会が審査し認定する制度。

- 主たる営業所の所在地を管轄する**公安委員会**に申請
- 認定証の有効期間は**5年**（継続には更新が必要）
- 認定証の亡失・滅失時は再交付を受ける
- 認定証は主たる営業所の見やすい場所に掲示

▶ 認定の取消事由（第8条）

- 警備業の要件を満たしていない
- 正当理由なく認定後6カ月以内に営業を開始せず、又は6カ月以上営業を休止
- 3カ月以上所在不明

3-6. 警備員の制限（第14条）

- **18歳未満**の者は警備員になれない（労基法でも18歳未満の深夜業を禁止）
- 第3条第1号～第7号該当者は警備員になれない

▶ 警備業者の義務

- 欠格事由該当者を警備業務に従事させない
- 採用時に誓約書・履歴書・診断書・住民票・身分証明書等で確認
- 警備員名簿を営業所ごとに備え付ける
- 欠格事由判明時は警備業務に従事させない措置をとる

3-7. 警備員の服装（第16条）

警備業法第16条

警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たって、内閣府令で定める公務員（警察官及び海上保安官）の制服と色・型式又は標章により明確に識別できる服装を用いなければならない。

▶ 制限

- 色彩が警察官等の制服と明らかに異なるもの
- 型式が警察官等の制服と明らかに異なるもの
- 警備業者の名称を表示した標章（60平方センチメートル以上）を上衣の胸部及び上腕部に各1個

▶ 届出

警備業務を行う日の前日までに、当該業務を行う場所を管轄する警察署長を経由して公安委員会へ届け出る。

3-8. 護身用具（第17条）

危害から身体を守るための用具。

▶ 携帯できる護身用具（これ以外は禁止）

- 警戒棒：円棒、長さ30cmを超え90cm以下、区分ごとの重量以下
- 警戒じょう：円棒、長さ90cmを超え130cm以下、区分ごとの重量以下
- 刺股（さすまた）
- 非金属性の楯
- その他、人に著しい不安や身体への重大な害のおそれがない物

▶ 警戒棒の重量制限

長さ(cm)	重量(g)
30～40以下	160以下
40～50以下	220以下
50～60以下	280以下
60～70以下	340以下
70～80以下	400以下
80～90以下	460以下

▶ 警戒じょうの重量制限

長さ(cm)	重量(g)
90～100以下	510以下
100～110以下	570以下
110～120以下	630以下
120～130以下	690以下

△ 警戒棒・警戒じょうの携帯禁止場面

- 部隊編成等集団で警備業務を行う場合（公営競技場除く）
- 機械警備業務（指令業務除く）
- 警察官が現に警戒を行っている施設での施設警備（空港・原子力施設・大使館・国会・政府関連施設等）
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務、貴重品運搬警備業務

3-9. その他の重要規定

▶ (1) 特定の種別の警備業務（第18条）

1号・2号・3号警備業務のうち専門的知識・能力が必要で不特定多数の生命・身体・財産に危険発生のおそれがある場合は、**合格証明書（第23条）**を受けている警備員に実施させなければならない。

▶ (2) 書面の交付（第19条）

- **契約締結前の書面**：依頼者が契約内容を十分理解の上契約できるよう重要事項を示す
- **契約締結後の書面**：合意された契約内容を明確に記録し、後日の紛議を防ぐ

▶ (3) 苦情の解決（第20条）

警備業者自らが依頼者等の信頼感・安心感の醸成に努め、苦情に適切に対処して警備業務の実施の適正を確保する。

3-10. 警備員の教育（第21条）

警備業法第21条

- ① 警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行うため警備業務に関する知識・能力の向上に努めなければならない
- ② 警備業者は、警備員に対し、内閣府令で定める教育を行うとともに必要な指導及び監督をしなければならない

▶ 教育の種類（時期による区分）

新任教育

新たに警備業務に従事させる警備員に、従事前に基本教育・業務別教育を**20時間以上**実施

現任教育

現に警備業務に従事している警備員に、毎年度（4/1～翌3/31）基本教育・業務別教育を**10時間以上**実施

▶ 教育内容の種類

- **基本教育**：各警備業務に共通の基本的知識・技能
- **業務別教育**：警備業務の区分に応じた専門的知識・技能
- **必要に応じて行う向上のための教育**：犯罪・事故に的確に対処するための知識・能力

▶ 教育時間の減免規定

1. 最近3年間に1年以上の警備員経験がある者
2. 警察官であった期間が1年以上の者
3. 有資格者（警備員指導教育責任者・検定合格証明書取得者）

3-11. 警備員指導教育責任者制度（第22条）

警備員に対する指導教育の不徹底や形式化の防止を目的とする制度。

- 営業所ごと及び取り扱う警備業務ごとに資格者証の交付を受けている者から選任
- 原則として営業所ごとに選任
- 公安委員会が定期的に行う講習の受講が義務
- 選任した者が欠けたときは**14日以内**に別の者を選任

▶ 主な業務

1. 指導計画書の作成・実施・記録作成（施行規則第66条第1項4号）
2. 教育計画書の作成・警備員教育の実施管理（同5号）
3. 教育実施結果等の書類記載の監督（同6号）
4. 警備業者への必要な助言

3-12. 警備員の検定制度（第23条）

▶ 検定実施警備業務（6種別）

① 空港保安警備業務

② 施設警備業務

③ 雑踏警備業務

④ 交通誘導警備業務

⑤ 核燃料物質等危険物運搬警備業務

⑥ 貴重品運搬警備業務

▶ 検定の級

- 1級：統括管理者として知識・能力を有する
- 2級：自らの判断で適正な警備業務を実施する能力を有する

▶ 検定合格証の携帯（検定規則第3条）

配置基準該当の警備業務を行うときは、**合格証明書を携帯**し、関係者の請求があるときは提示する。

 **現場ではこうなる**

新人警備員配属時の手続きフロー

1

採用面接

欠格事由の確認

誓約書・履歴書・診断書・住民票・身分証明書・登記事項証明書を提出。
第3条第1号～第7号該当者の有無を確認。

2

入社初日

警備員名簿に登録

営業所ごとに備え付けの名簿に記載。指導教育責任者が管理。

3

入社1～5日目

新任教育20時間以上

基本教育＋業務別教育を実施。本テキスト（基本編）はこの時間に該当。実施記録を作成。

4

配属前日

制服・装備品の支給

標章付き制服、警戒棒（規定サイズ・重量内）、笛、無線機等を支給。配属先が新規の場合は前日までに公安委員会への服装届出。

5

毎年4月～

現任教育10時間以上

年度（4/1～翌3/31）ごとに基本教育＋業務別教育を継続実施。

6

2年目以降

検定取得を推奨

2級検定（自らの判断で適正な業務を実施できる能力）取得を会社支援。配置基準該当業務での合格証携帯義務に対応。



教訓：欠格事由・教育時間・名簿管理は監督官庁の立入検査の対象。書類不備は営業停止リスク。指導教育責任者は形式ではなく実質的に管理する。

✓ 理解度チェック

未受験

1 新任教育の最低時間として正しいものはどれか。

10時間以上

- 15時間以上
- 20時間以上
- 30時間以上

2 警備員の欠格事由として該当しないものはどれか。

- 禁固以上の刑に処せられ、執行終了から5年を経過しない者
- アルコール、麻薬、覚醒剤の中毒者
- 18歳未満の者
- 過去5年以内に交通違反の罰金刑を受けた者

3 警戒棒の長さ50cm（重量280g以下）の警戒棒は携帯可能か。

- 携帯不可（規定外サイズ）
- 携帯可能
- 公安委員会の許可があれば可能
- 機械警備業務でのみ可能

4 認定証の有効期間として正しいものはどれか。

- 5年
- 3年

10年

無期限

[答え合わせ](#)

[リセット](#)

04 憲法

4-1. 日本国憲法の制定と意義

- 昭和21年（1946年）11月3日**公布**、翌年5月3日**施行**
- 米軍を主体とする連合軍の占領下で制定
- 三原則：**国民主権・基本的人権の尊重・平和主義**
- 日本国の形、国と個人の関わりを規定する**最高法規**

4-2. 憲法と警備業務

警備業＝安全・安心を担うサービス産業。業務の性格上、国民の権利、特に基本的人権の侵害など行き過ぎや不当な行為を伴いやすい側面がある。

■ 警備業法第15条との関連

不法・不当事案を防止し適正な業務の実施を図るため規定。特に後段は憲法で保障する**基本的人権の尊重**、自由権として保障している**勤労者の団結権**等への不干涉を規定。

4-3. 基本的人権の意義

基本的人権とは、人間が生まれながらに持つ権利、人間として生活する上で当然認められるべき権利。

第11条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

▶ 基本的人権の性格

- 固有普遍性と永久不可侵性

▶ 義務（第12条）

1. 自由及び権利を不断の努力によって保持する義務
2. 自由及び権利を濫用しない義務
3. 自由及び権利を公共の福祉のために利用する責任

▶ 個人の尊重と公共の福祉（第13条）

「個人尊重主義」を採用。基本的人権は絶対無制限ではなく、「**公共の福祉に反しない限り**」という客観的限界がある。

4-4. 基本的人権の内容

▶ ア. 平等権（第14条）

人種・信条・性別・社会的身分・門地により、政治的・経済的・社会的関係において差別されない。

▶ イ. 自由権

各人の自由な活動が国家権力によって干渉・制約されない権利。

表現の自由（第21条）

集会・結社・言論・出版その他一切の表現の自由。検閲の禁止。通信の秘密。
※自由権の中で最も基本的なもの

法定手続きの保障（第31条）

何人も、法律の定める手続きによらなければ生命・自由を奪われ、又は刑罰を科せられない。**罪刑法定主義**を明確化

逮捕の保障（第33条）

現行犯逮捕を除き、**令状によらなければ逮捕されない**（令状主義）

抑留・拘禁の保障（第34条）

理由を直ちに告げられず、弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留・拘禁されない

住居の不可侵（第35条）

住居・書類・所持品について、令状なく捜索・押収を受けない権利

▶ ウ. 社会権

- **生存権（第25条）**：すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する
- **勤労権（第27条）**：勤労の権利と義務、児童酷使の禁止
- **勤労者の団結権（第28条）**：団結権、団体交渉権、団体行動権

▶ エ. 受益権

- **裁判を受ける権利（第32条）**
- 請願権（第16条）、賠償請求権（第17条）、刑事補償請求権（第40条）

▶ オ. 参政権

選挙権、被選挙権、公務就任権、公務員罷免権等。

4-5. 警備員の現行犯逮捕と憲法

△ 重要

警備員が現行犯人を逮捕した場合、被疑者には

- ・ 直ちに犯罪事実の要旨
- ・ 弁護人を選任することができる旨

を告げる必要がある。直ちに警察機関等へ引き渡さない場合、**これらの権利を侵害することになる。**

📍 現場ではこうなる

デモ警備での「権利侵害」境界線

1

事前

主催者から雑踏警備の依頼

労働組合の合法的なデモ行進の警備。憲法第21条「集会・結社の自由」、第28条「勤労者の団結権」が保障する正当な活動。

2

行進中

沿道で対立団体が罵声

主催者から「黙らせる」と要請されるが、警備員に強制力はない。憲法第21条で表現の自由は保障されており、罵声自体は犯罪に至らない場合が多い。

3

対応

「分離」のみ実施

行進ルートを少し迂回させる、対立側との物理的距離を確保する等、双方の権利を尊重しつつ衝突を防ぐ。

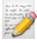
4

違反発生時

暴行・傷害は現行犯逮捕

対立側が物を投げる、殴りかかる等の犯罪行為（暴行罪・傷害罪）が発生

した時点で初めて現行犯逮捕。直ちに警察へ引渡し。

 **教訓**：合法的な活動への干渉は警備業法第15条違反。「気に入らない言動」と「犯罪」は明確に区別する。憲法上の人権を侵害すれば民事賠償・刑事責任のリスクあり。

✓ 理解度チェック

未受験

1 日本国憲法の三原則として正しいものはどれか。

- 国家主権、王権神授、軍国主義
- 議会主義、私有財産、自由貿易
- 国民主権、基本的人権の尊重、平和主義
- 三権分立、地方分権、男女平等

2 憲法第33条が定める「逮捕に対する保障」の原則は何か。

- 緊急逮捕主義
- 令状主義
- 許可制主義
- 自由逮捕主義

3 基本的人権の性格として正しいものはどれか。

- 政府が国民に与える権利
- 裁判所が認めた範囲内の権利
- 絶対無制限の権利
- 固有普遍性と永久不可侵性を持つが「公共の福祉」による限界がある

4 警備員が現行犯人を逮捕した際に告げる必要があるものはどれか。

- 犯罪事実の要旨と弁護人選任権
- 逮捕状の番号と令状発行裁判所
- 所属警備会社の認定番号のみ
- 何も告げる必要はない

答え合わせ

リセット

05 刑法

5-1. 刑法の意義

刑法（明治40年制定、平成19年改正）は刑罰法規の中心。

- **第1編 総則**：刑法適用の法則、刑の種別、期間計算、時効、共犯、犯罪の不成立等
- **第2編 罪**：罪種とその刑罰（凶悪・粗暴・窃盗・知能等の各種犯罪）

刑の種別：**死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料**

5-2. 罪刑法定主義

憲法第31条（刑事手続きの保障）

何人も、法律の定める手続きによらなければ、生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

▶ 罪刑法定主義の意義

- 法律の定めがなければ犯罪とされない、刑罰を科せられない
- 犯罪の明確性／犯罪の抑止効果／被疑者の人権擁護

▶ 派生原理

- **慣習刑法の排斥**：古くから行われている慣わし・しきたりは罪とならない
- **刑罰法規の不遡及**：法律施行前にさかのぼって刑罰を科してはならない
- **類推解釈の禁止**：法律を拡大解釈してはならない
- **絶対的不定期刑の禁止**：刑期を定めずに刑罰を科してはならない

5-3. 犯罪の成立要件

犯罪とは、刑罰法令の**構成要件に該当する有責・違法な、人の行為**である。

① 構成要件該当性

刑罰法令に規定する犯罪となる要件。
例：殺人＝人を殺す／傷害＝人の身体を傷害する／窃盗＝他人の財物を窃取／詐欺＝人を欺いて財物を交付させる

② 違法性

通常は構成要件該当行為は違法。ただし**違法性阻却事由**がある場合は違法でなくなる

③ 有責性

故意または過失があり、責任能力がある（行為の是非善悪を弁別できる）

▶ 未遂犯

- **障害未遂**：他人により行為を中断（刑の減軽することができる）
- **中止未遂**：自発的に中止（刑を減軽又は免除する）

▶ 共犯

- **共同正犯**：2人以上が共同して犯罪を実行（全員が正犯に準じて処罰）
- **教唆犯**：犯罪の実行を教唆した者（正犯に準じて処罰）
- **従犯（幫助）**：正犯の犯罪実行を容易にする補助的行為（正犯の刑を減軽）

5-4. 違法性阻却事由

▶ 正当防衛（刑法第36条）

刑法第36条

急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずした行為は罰しない。

▶ 要件

1. **急迫不正の侵害があること**：今、目前に迫っている侵害。将来や既に終わった侵害は不可
2. **自己又は他人の権利を防衛するもの**：挑発して攻撃させ、それを口実に攻撃する行為は不可
3. **やむを得ない行為であること**：程度を超えないこと

△ 過剰防衛・誤想防衛

過剰防衛：防衛の程度を超えた行為。違法だが情状により減軽・免除される

誤想防衛：急迫不正の侵害を錯覚した場合。故意がないが過失犯として処罰の対象

▶ 緊急避難（刑法第37条）

刑法第37条

自己又は他人の生命・身体・自由・財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。

▶ 要件

1. 生命・身体・自由・財産に対する**現在の危難**
2. 危難を避けるための行為
3. やむを得ずにした行為（補充性。他の方法があればその方法を）
4. 避難行為から生じた害が避けようとした害よりも大きくないこと

※業務上特別の義務ある者（警察官・消防官・船長等）には適用しない。

▶ その他の違法性阻却事由（第35条）

- **法令行為**：警察官の現行犯逮捕、監獄官吏の死刑執行等

- **正当業務行為**：医師の手術、身辺警備員が背広下に護身用具を携帯する行為等
- **自救行為**：窃盗犯人を追いかけて財物を取り返す
- **被害者の承諾／自損行為**

5-5. 刑法各論：生命・身体を害する罪

▶ 殺人（第199条）

死刑又は無期若しくは**5年以上の懲役**。

- 故意（殺意）には「死ぬかもしれない」という**未必の故意**も含む
- 「人」とは自己以外の他人。自殺行為は罰せず
- 胎児はまだ「人」ではない（墮胎罪が成立）
- 不作為（母親が乳児に食事を与えない等）も殺人になりうる

▶ 傷害（第204条）

15年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

- 外傷を与えなくても中毒症状や失神状態に陥らしめることも傷害
- 暴行の認識があれば足り、傷害の発生について認識は不要
- 暴行・傷害の結果被害者が死亡した場合は**傷害致死罪（第205条）**

▶ 暴行（第208条）

2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。

- 人に対する不法な攻撃。物に対する攻撃は含まない
- 殴打、肩を押す、手を掴んで引っ張る等
- 強姦・強要・強盗・公務執行妨害等の暴行を手段とする罪は、その罪に吸収される

▶ 凶器準備集合（第208条の3）

2人以上で他人の生命・身体・財産に共同して害を加える目的で集合し、凶器を準備（又はその準備があることを知って）した者は**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**。

- **性質上の凶器**：銃砲刀剣類等
- **用法上の凶器**：鎌・棍棒等

5-6. 自由・平穏・秘密を害する罪

▶ 逮捕及び監禁（第220条）

3月以上7年以下の懲役。

- **逮捕**：直接に人の身体を実力で拘束
- **監禁**：人を一定の場所から脱出できないようにする

警備員の留意点

現行犯人を逮捕後、正当な理由なく直ちに警察へ引き渡さずに長時間拘束した場合、**監禁罪**に該当する。

▶ 脅迫（第222条）

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金。生命・身体・名誉・財産に対し害を加える旨を告知して脅迫。

▶ 強要（第223条）

3年以下の懲役。脅迫又は暴行で、義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害。

警備員の留意点

現行犯人を逮捕後に**謝罪状を書かせる行為**は強要罪に該当しうる。

▶ 威力業務妨害（第234条）

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。人の意思を制圧するに足りる勢力で業務を妨害。

▶ 住居侵入（第130条）

3年以下の懲役又は10万円以下の罰金。

- 「住居」：人が居住起臥に用いている場所（アパート・旅館の一室含む）
- 「邸宅・建造物・艦船」：居住していなくても看守していれば対象
- 家人・看守者の意に反して侵入した場合
- 退去要求を受けて退去しない場合は**不退去罪**

▶ 信書開封（第133条）

1年以下の懲役又は20万円以下の罰金。封をしてある信書を正当な理由なく開けた者。葉書は対象外。

5-7. 財産を害する罪

▶ 窃盗（第235条）

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金。**未遂も罰する。**

- 他人の占有する財物をその意思によらずに侵害し領得
- 金品物色のため金庫に近寄り鍵に手をかけた程度でも未遂
- 留守番中に依頼者宅の金品を領得 → 横領ではなく窃盗

▶ 強盗（第236条）

5年以上の有期懲役。暴行又は脅迫で相手の反抗を不可能にして財物を強取。

- 反抗抑圧の状態であれば、被害者が差し出した物を受け取った場合でも強盗
- **事後強盗（第238条）**：窃盗犯人が取り返し防止・逮捕回避・罪跡隠滅のため暴行・脅迫
- **昏睡強盗（第239条）**：相手を反抗不能の状態にして窃取

▶ 恐喝（第249条）

10年以下の懲役。脅かして畏怖させ又は不正に困惑させて財物を領得。
暴行・脅迫が強度で通常人の反抗を抑えつける程度なら強盗。

▶ 横領（第252条）

5年以下の懲役。自己の占有する他人の物を横領。

▶ 業務上横領（第253条）

10年以下の懲役。業務上の信頼関係を裏切る性格が強いため刑が加重。

▶ 遺失物等横領（第254条）

1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料。落し物等の領得。

▶ 器物損壊等（第261条）

3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料。**親告罪**。

- 動物に対する行為（殺す・傷つける・逃がす）も含む
- 過失犯の処罰規定なし。誤って損壊した場合は民事の賠償責任のみ

📍 現場ではこうなる

巡回中に襲撃された警備員 — 正当防衛の限界

1 深夜2:30

不審者を発見

巡回中、敷地内に侵入者2名を確認。声をかけたところ、1名がナイフで切りかかってきた。

2 急迫不正

正当防衛の要件成立

① 急迫不正の侵害（ナイフ襲撃）② 自己の身体を防衛 ③ やむを得ない行為 → 警戒棒で相手の腕を制止することは正当防衛の範囲内。

3 過剰防衛

逃げる相手を追撃するとNG

侵害が終わった（相手が逃走した）後の追撃・殴打は
過剰防衛

。違法となり、情状により減軽・免除されるが処罰の対象。

4

誤想防衛

勘違いによる暴行もNG

暗闇で「ナイフを持っている」と思い込んで襲ったが、実際は携帯電話だった場合は

誤想防衛

。故意がないため過失犯（過失傷害罪等）として処罰の対象。

5

処理

110番通報・記録作成

侵入者を確保したまま警察に通報。逮捕の状況、防衛行為の詳細、目撃者を記録。会社には傷害発生の報告。



教訓：正当防衛は「現在進行形の侵害」に限定される。終わった侵害への報復、誤った認識に基づく攻撃は犯罪。常に「やむを得ない最低限度」を意識する。

✓ 理解度チェック

未受験

1 正当防衛（刑法第36条）の要件として該当しないものはどれか。

- 急迫不正の侵害があること
- 自己又は他人の権利を防衛するものであること
- 侵害が終わった後でも復讐として行うこと

やむを得ない行為であること

2 警備員が現行犯人を逮捕後、長時間拘束したまま警察に引き渡さなかった場合、成立しうる罪はどれか。

業務上過失致傷罪

逮捕監禁罪

名誉毀損罪

罪は成立しない

3 暴行罪（刑法第208条）に該当しないものはどれか。

人を殴打する行為

人の肩を押す行為

人の手を掴んで引っ張る行為

商品の陳列棚を破壊する行為

4 窃盗罪（刑法第235条）の法定刑として正しいものはどれか。

3年以下の懲役又は30万円以下の罰金

5年以下の懲役のみ

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

15年以下の懲役のみ

答え合わせ

リセット

6-1. 刑事訴訟法の意義

刑事訴訟法第1条

この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用し実現することを目的とする。

警備業務は、人の生命・身体・財産の安全を守るため、犯罪に接する機会が一般人より多い。

現行犯逮捕の機会も多く、人権侵害も起こりやすく逮捕後の措置等で不法・不当事案を起こしやすい。

6-2. 逮捕の種類

逮捕とは、人の身体を直接に拘束し、自由を拘束すること。多少の時間継続して自由を束縛することをいい、数人で取り囲み監視する等の行為も逮捕とみなされうる。

3種類の逮捕と警備員の権限

通常逮捕

事前に逮捕状
検察官・司法警察職員のみ
警備員 X

緊急逮捕

3年以上の罪・急速要・事後令状
検察官・司法警察職員のみ
警備員 X

現行犯逮捕

令状不要・何人でも可能
令状主義の例外
警備員 ✓

警備員は私人として「現行犯逮捕」のみ可能。直ちに警察へ引渡し義務

通常逮捕（第199条）

罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合、裁判官の**逮捕状**を得て検察官・検察事務官・司法警察職員が行う

緊急逮捕（第210条）

死刑・無期・**長期3年以上**の懲役・禁錮にあたる罪で、急速を要し逮捕状を求められないとき。逮捕後直ちに逮捕状を求める

現行犯逮捕（第213条）

何人でも逮捕状なくして逮捕できる。
令状主義の例外

△ 警備員の権限

警備員は権限を持たない私人。**逮捕状の請求・通常逮捕・緊急逮捕はできない。**

現行犯人のみ逮捕できる。

6-3. 現行犯人と準現行犯人

▶ 現行犯人（第212条第1項）

現に罪を行い、または現に罪を行い終わった者。

- **現に罪を行い**：実行行為に着手し、いまだ終了に至らない
- **現に罪を行い終わった**：犯罪行為終了直後（具体的状況により判断）
- 判例：多少の時間（**20～30分程度**）、多少の場所（現場から**200～300m**程度）の隔たりがあっても、犯罪行為の痕跡が明瞭なら現行犯逮捕可
- 未遂罪（処罰規定あり）も実行行為に着手しているため対象

💡 なぜ現行犯逮捕が認められた？

犯人が現に犯行を行っているか行い終わった直後のため、**誤認逮捕のおそれがない**ため。

▶ 準現行犯人（第212条第2項）

罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるとき、次のいずれかに該当する者。

1. **犯人として追呼されているとき**：単に追われて逃げているだけでなく、犯人として追跡されていると認められる事情が必要
2. **贓物又は明らかに犯罪に供したと思われる凶器その他の物を所持**：贓物（窃盗・強盗・恐喝等の被害品）、血だらけの短刀、贓物隠匿用バッグ等
3. **身体又は被服に犯罪の顕著な証跡**：身体・衣類等に生々しい血痕
4. **誰何されて逃走しようとするとき**：突然逃げ出した場合等

6-4. 軽微犯罪と現行犯逮捕（第217条）

軽微犯罪＝30万円以下の罰金、拘留、又は科料に当たる罪（刑法・暴力行為等処罰法・経済関係罰則の整備に関する法律以外は当分の間2万円以下）。

▶ 軽微犯罪での現行犯逮捕の制限

- 住居・氏名が明らかでない場合
- 逃走するおそれがある場合

重要

犯人が身分証明書を提示し名刺を渡す等、住所・氏名を明らかにし、逃走のおそれがない場合は**現行犯逮捕できない**。逮捕した場合は**逮捕監禁罪（3月以上7年以下の懲役）**に問われる場合がある。

▶ 軽微な犯罪の例

- 過失往来危険罪／過失傷害罪／侮辱罪／軽犯罪法等

6-5. 逮捕及び実力行使の限界

警備員は**現行犯人のみ**逮捕することができるが、著しく公序良俗に反する実力行使（殴る・蹴る・長時間羽交い絞めにする等）は当然できない。

賢明な対処法

事案の内容にもよるが、無理に逮捕する必要はなく、犯人を追跡し服装・身体特徴・逃走方向・逃走手段・逃走車両のナンバープレート等を **警察官に通報する方が賢明**な場合もある。

▶ 逮捕時の留意点

- 常に犯人の反撃を予想し、状況により警戒棒等を活用し受傷事故防止に万全を期す
- 一人で犯人に立ち向かうことなく、他の警備員や通行人に協力を求める
- 共犯者の妨害・反撃にも留意
- 実力行使は社会通念上容認される**必要最低限度**の範囲

6-6. 凶器及び盗品等の措置

警備員はできない

警備員は現行犯逮捕した場合でも**差押え・搜索は絶対にできない**。

▶ 例外的に認められる行為

- 犯人が振り上げた凶器を一時取り上げ、自己又は第三者の安全を確保する行為
- 犯人の自殺防止のための一時預かり

▶ 裁判例

捜査機関以外の者は、現行犯逮捕の場合でも逮捕現場での**搜索・差押えは認められない**。

凶器・盗品等は警察官臨場まで見張り、臨場した警察官に差し出す。

6-7. 逮捕のための住居等への立入

警備員はできない

私人である警備員は他人の住居への立ち入りは許されない。

※住居権利者の承諾がある場合に限り立入可能。

犯人が家屋等に逃げ込んだ場合は、警察に通報し警察官臨場まで**見張る**。

関係法令

刑訴法第220条（令状によらない差押え・捜索・検証）：検察官等は逮捕する場合には必要があるとき、逮捕現場で行うことができる

憲法第35条（住居の不可侵）：何人も住居等について侵入・捜索・押収を受けない権利

6-8. 逮捕後の措置

▶ 警察官等への引渡し（刑訴法第214条）

検察官・検察事務官・司法警察職員以外の者（＝私人＝警備員）は、現行犯人を逮捕したときは、**直ちにこれを地方検察庁・区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。**

引渡し遅延の罰則

正当な理由がないのに引き渡しを遅延させた場合は、**監禁罪**になる可能性がある。

▶ 犯人引渡しの方法

- 110番通報して警察官の臨場を求め現場で引渡す
- 警備員が警察署・交番等へ連れて行き引き渡す

▶ 留意事項

- 犯人の人的事項（住居・氏名・年齢・職業等）や逮捕事実について簡単に聞くことは差し支えないが、**詳細に聞くことは取調べ行為になる虞がある**
- 司法警察員に引き渡し完了するまで逃走・受傷事故・証拠隠滅等の防止に留意

関連権利

自己負罪拒否特権（憲法第38条1項）：何人も自己に不利益な供述を強要されない

弁護人依頼権：被疑者・被告人が弁護人による弁護を受けることができる権利

現場ではこうなる

準現行犯人を発見 — 「追呼」の判断

1

19:23

異変通報

商業施設の警備本部に「2階で女性のバッグがひったくられた」の連絡。

2

19:24

「泥棒！」と追跡される人物を発見

1階エスカレーター付近で、被害者と思われる女性が「あの人！」と叫びながら追跡している男性を視認。これは準現行犯人の

①「犯人として追呼されているとき」

に該当。

3

19:24

所持品の確認

男性が女性物のバッグを所持。これは準現行犯人の

②「贓物を所持しているとき」

にも該当。

4

19:25

現行犯逮捕（準現行犯）

「お持ちのバッグの件で警察に引き渡します」と告知し身柄確保。実力行使は最低限。

5

19:26

110番通報

逮捕の事実、現場の状況を簡潔に通報。「巧遅より拙速」。

6

19:30

警察官到着・引渡し

事実のみ報告。憶測は語らない。被害者・目撃者の連絡先も警察官に伝達。



教訓：準現行犯人の4要件（追呼／贓物所持／顕著な証跡／誰何して逃走）のいずれかに該当すれば現行犯逮捕可能。判断時間は数秒。普段から要件を暗記しておく。

✓ 理解度チェック

未受験

1 警備員ができる逮捕として正しいものはどれか。

- 通常逮捕
- 緊急逮捕
- 現行犯逮捕（準現行犯含む）
- すべての逮捕が可能

2 準現行犯人の要件として該当しないものはどれか。

- 犯人として追呼されているとき
- 贓物・凶器を所持しているとき
- 身体・被服に犯罪の顕著な証跡があるとき
- 不審な行動をしているとき

3 軽微犯罪（30万円以下の罰金等）の現行犯逮捕について正しいものはどれか。

- 住居・氏名が明らかでない、又は逃走のおそれがある場合に限り逮捕可能
- 軽微犯罪は一切逮捕できない

軽微犯罪でも自由に逮捕できる

事前に警察の許可が必要

4 警備員が現行犯逮捕した後、警察に引き渡すまでの間に許される行為はどれか。

所持品を全て差押える

事件の詳細について長時間の取調べを行う

犯人が振り上げた凶器の一時預かり

謝罪状を書かせる

答え合わせ

リセット

07 遺失物法

7-1. 遺失物法の意義

遺失物とは通常「落し物」「忘れ物」。占有者の意思によらず、奪取によらず、占有を離脱した動産。

- 盗まれた物でない
- 奪われた物でない
- 知らぬ間に占有を離れた物

▶ 遺失物法の趣旨

- 遺失者に速やかに返還してその権利を保護する
- 拾得者に一定の権利を認めて利益を受けさせる

警備員と遺失物法

警備員は勤務する施設で自ら遺失物を拾得したとき、又は拾得者が施設占有者に届け出たときは速やかに手続き（代行業務）を行う。

7-2. 用語の定義

用語	定義
物件	遺失物・埋蔵物・準遺失物（誤って占有した他人の物、置き去り物、逸走家畜）
拾得	物件の占有開始（埋蔵物・他人の置き去り物の発見）
拾得者	物件を拾得した者
遺失者	物件の占有をしていた者（回復請求権を有する者を含む）
施設	建築物その他の施設（車両・船舶・航空機等の移動施設含む）で、管理に当たる者が常駐するもの
施設占有者	施設の占有者（所有権・地上権・賃貸権等に基づき自己のために支配する者）

7-3. 対象物件

▶ ① 遺失物

占有者の意思によらず、奪取によらずに占有を離れた動産。

▶ ② 埋蔵物

土地その他の物の中に包蔵されている物で、他人が占有していたと推認され、所有者が容易に識別できないもの。

例：埋蔵古銭、壁に塗りこまれた貴金属、屋根裏の貴重品

※「埋蔵文化財」は**文化財保護法**を適用（埴輪、石器、銅鐸、小判等）。

▶ ③ 準遺失物

- **誤って占有した物件**：過失により占有した他人の物（他人の靴・傘・ゴルフバッグ等）。保管費・報労金等の請求権なし
- **他人の置き去った物件**：自己の占有する場所に他人が遺留した物（置き忘れた鞆・メガネ、無断で置いた荷物・自転車等）
- **逸走の家畜**：飼育者の意思によらないで占有を離れた家畜（牛・馬・犬・猫・ヤギ・羊等）

△ 遺失物に当たらないもの

犯罪者の置き去り物件：犯罪の実行場所・密接な関係場所に犯罪者が置き去ったと認められる物件は、犯罪捜査の観点から特別な取り扱い。

7-4. 法令上の手続き

▶ ① 一般の場所における拾得物

- 遺失者に返還／物件の回復請求権を有する者に返還／警察署長に提出
- 拾得の日から**7日以内（初日不算入）**に返還又は差し出さないと報労金等の権利を失う
- 報労金額：当該物件の**5分～2割**の範囲
- 公務員が職務上拾得した場合は請求不可

▶ ② 特定の場所における拾得物（施設占有者がいる場合）

- 速やかに施設占有者に差し出す
- 拾得後**24時間以内**に施設占有者に差し出さないと報労金等の権利を失う
- 報労金は、拾得者と占有者がそれぞれ法定額の**2分の1**（2.5分～1割）を請求
- 国庫・公の法人の施設で、看守者が看守場所で拾得し占有者に差し出した場合は請求不可

7-5. 権利義務

▶ ① 一般の場所の場合

- **遺失者等**：返還請求権利、保管費・広告費等の費用負担義務
- **拾得者等**：所有権の取得（公示期間+3月以内に遺失者不判明）、保管・広告費等の支払義務

▶ ② 特定の場所の場合

- **使用人・従業員（警備員含む）が拾得**：速やかに施設占有者に差し出す。権利義務を有しない
- **一般の者が拾得**：報労金は占有者と折半。物の権利は拾得者が取得

▶ 権利等の喪失

- 拾得物件・交付物件を横領し処罰された者
- 拾得日から1週間以内に提出しなかった一般拾得者
- 拾得時から24時間以内に交付しなかった施設内拾得者
- 交付・自ら拾得した日から1週間以内に返還・提出しなかった施設占有者
- 所有権取得の日から2ヶ月以内に物件を引き取らない者

7-6. 受取人のいない拾得物の帰属

▶ ① 都道府県への帰属

- 遺失者がすべての権利を放棄した場合
- 公告後3ヶ月以内（埋蔵物は6ヶ月以内）に遺失者が判明しない場合
- 警察署長保管 → 当該都道府県（北海道）に帰属
- 特例施設占有者保管 → 当該特例施設占有者に帰属

▶ ② 国に帰属

法令により所持・所有が禁止されている物件。

▶ 所有権を取得できない物（個人情報関連）

- 個人の身分・地位・一身に専属する権利文書等
- 個人の秘密に属する事項が記録された文書等
- 遺失者・関係者の住所・連絡先が記録された文書等
- 個人情報データベース等が記録された文書等

💡 特例施設占有者

鉄道事業、一般旅客自動車運送事業、一般旅客定期航路事業、国際国内航空運送事業の各事業者／百貨店、遊園地、その他不特定多数の利用施設占有者で公安委員会指定者。

物件の保管・返還、警察署長への提出免除等について特例が認められる。

📍 現場ではこうなる

商業施設で財布を拾得した警備員の対応

1

14:20

巡回中に財布を発見

3階フードコートの子椅子の下に黒い財布。中身は現金2万円とクレジットカード

ード、運転免許証。

2

14:21

「特定の場所」での拾得と認識

商業施設は施設占有者がいる「特定の場所」。

24時間以内

に施設占有者（運営会社）に差し出す必要がある。

3

14:25

警備本部に連絡・記録

無線で本部に拾得報告。場所・時刻・物件の特徴を記録。免許証情報は防犯上、口頭でなく書面で。

4

14:30

施設管理事務所に引渡し

運営会社の遺失物係に引渡し。受領証を受け取る。

警備員は使用人・従業員として権利義務を持たない

（民法204条）。

5

14:45

遺失者からの問い合わせ

遺失者が施設の遺失物カウンターに到着。免許証で本人確認の上、施設占有者が返還。

6

後日

3ヶ月以内に返還がなければ

都道府県（北海道）に帰属、又は特例施設占有者に帰属する場合あり。



教訓：警備員（使用人）は権利を取得しない。一般の通行人が同じ場所で拾った場合は施設占有者と折半で報労金請求可能。**個人情報含む物件は所有権取得不可のため取扱注意。**

1 商業施設内で警備員が遺失物を拾得した場合、施設占有者に差し出す期限はどれか。

- 1時間以内
- 12時間以内
- 24時間以内
- 7日以内

2 遺失物に該当しないものはどれか。

- 道路に落ちている財布
- 列車内に置き忘れた鞆
- 飼育者から逸走した犬
- 犯罪の現場に犯人が置き去った物件

3 使用人・従業員（警備員含む）が施設で拾得した場合の権利として正しいものはどれか。

- 拾得者として報労金の半額を請求できる
- 権利義務を有しない（速やかに施設占有者に差し出す）
- 所有権を取得できる

施設占有者と折半で所有権を共有する

4 遺失物の報労金額として正しい範囲はどれか。

物件の5分～2割

物件の1割固定

物件の3割～5割

定額1万円

答え合わせ

リセット

08 銃砲刀剣類所持等取締法

8-1. 銃刀法の趣旨と目的

銃砲・刀剣類を使用した犯罪の増加傾向にあり、警備業務中にこの種犯罪・事件等に遭遇することが予想される。警備員自身の銃刀法違反の発生も予想され、知識と理解を深めることが必要。

▶ 規制の必要性

- **銃砲・刀剣類**：本来武器として制作され、人畜に危害を与える十分な威力・機能（殺傷能力が高い）
- **包丁・ナイフ等の刃物**：用法により人の生命・身体に危害を与える恐れが高い（業務又は正当な理由なしの携帯）

▶ 法令の内容

1. 銃砲・刀剣類の所持の禁止
2. 拳銃部品・実包等の所持・輸入の禁止
3. 銃砲・刀剣類の所持許可、手続き、保管管理
4. 古式・美術銃砲・剣類の登録
5. 刃物の携帯禁止
6. 模造拳銃所持・模造刀剣類携帯禁止

8-2. 定義

▶ 「銃砲」とは

金属製弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲・空気銃。

- 拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃、その他金属製弾丸を発射する装薬銃砲
- 空気銃（圧縮ガス含む）
- その他の装薬銃砲：救命索発射銃、信号銃、建設鋌打銃、麻酔銃、捕鯨銃、と殺銃、もり銃

▶ 「刀剣類」とは

刃渡り**15cm以上**の「刀」「剣」「やり」「なぎなた」。

- **刀**：刃渡り15cm以上の片刃の刃物（通常つばを装着）
- **剣**：刃渡り15cm以上の左右均等の諸刃の刃物
- **あいくち**：つばのない柄で刃渡り6～15cm未満の片刃の刃物
- **飛出ナイフ**：45度以上に自動的に開刃する装置を有する／バネの弾力等で開刃
※除外：刃渡り5.5cm以下で開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置がないもの

■ 平成20年改正

これまで刀剣類に該当しなかった**諸刃のナイフ（ダガーナイフ等）**が刀剣類とされ、所持の禁止（処罰の対象）となった。

8-3. 主な規制内容

▶ 所持の禁止（第3条）

何人も、次の場合を除いては銃砲・刀剣類を所持してはならない。

- 法令に基づき職務のため所持（警察官、皇宮警察官、自衛隊、自治体職員等）
- 所持許可を受けて所持（狩猟従事者、射撃選手、捕鯨等）

▶ 「所持」とは

物の保管について、実力支配する意思を持って事実上自己が支配している状態。所有権その他処分権の有無を問わず、支配関係が存在すれば数分でも成立。**遠方の実家や愛人宅に隠匿する行為も所持に当たる。**

▶ 模造拳銃所持の禁止（第22条の2）

金属製の模造拳銃（モデルガン）は本物と誤認させ強盗等に利用される。

銃口を閉塞し、銃全体が**黄色（金色メッキ含む）**又は**白色**である物以外は所持禁止。

▶ 刃物の携帯の禁止（第22条）

銃刀法第22条

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが**6センチメートルをこえる刃物**を携帯してはならない。

ただし、**刃体8cm以下**の「はさみ」「折りたたみ式のナイフ」等で政令で定める種類・形状のものは除く。

▶ 模造刀剣類の携帯の禁止（第22条の4）

業務その他正当な理由による場合を除き、模造刀剣類（金属で作られ、刀剣類に著しく類似する形態の物）の携帯は禁止。

8-4. 法の解釈

▶ 「業務」

人が職業その他社会生活上の地位に基づいて、継続して行う事務又は事業（反復・継続性がある）。主従や利益の有無は問わない。

▶ 「正当な理由による場合」

社会通念上正当な理由が存する場合。

該当例	非該当
特定の用途のため販売物をその用途に使用する場合／購入して自宅に持ち帰る場合	犯罪に使用した場合・その目的で携帯する場合／無目的で持ち歩く・うろつく場合／護身用で携帯／生活必需品でも目的・露出等の携帯状態・使用時期が不明確

▶ 「携帯」

所持の一態様だが所持の概念より狭い。通常の保管場所以外で、いつでも使用できる状態で身近に置く状態。屋内・屋外を問わず、手に持つ・身体に帯びる・鞆や風呂敷に入れる場合も含む。

▶ 除外される刃物

- 原則：刃体の長さが6cmを超えない刃物
- **はさみ**：刃体8cm以下、先端が鋭くなく、刃が鋭利でない
- **折りたたみ式ナイフ**：刃体幅1.5cm以下、厚み0.25cm以下、開刃した刃体の固定装置なし
- **果物ナイフ**：刃体8cm以下、厚み0.15cm以下、刃体先端が丸み
- 刃体7cm以下の**切り出し**：刃体幅2cm以下、厚み0.2cm以下

△ 6cm以下でも軽犯罪法に抵触

刃体6cm以下でも「正当な理由がなくて刃物・鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯してい


た者」は軽犯罪法第1条2号違反。

📍 現場ではこうなる

不審者の所持品から刃物を発見した警備員の対応

- 1 **22:15**
夜間巡回中、酩酊した男性を発見
立入禁止エリアに侵入。声をかけると「家に帰る途中だ」と言うが、リュックから刃渡り18cmの包丁の柄が見える。
- 2 **22:16**
「業務」「正当な理由」の判断
飲食店勤務でもなく、購入直後でもない。深夜・酩酊状態・刃物所持 → 「正当な理由なき携帯」の可能性が極めて高い。
- 3 **22:17**
距離をとり通報判断
夜間6歩以上の間合い、相手から目を離さない。
警備員自ら所持品を取り上げる行為は不可
(差押え禁止)。
- 4 **22:18**
110番通報
「刃物所持の不審者がいる」と通報。場所・人相・服装・現在の状況を5W1Hで簡潔に。
- 5 **22:19**
同僚に応援要請・退路の遮断
無理に立ち向かわず、相手を刺激しない距離で見守る。逃走時は犯人の特徴を記録(服装・身体特徴・逃走方向・車両ナンバー)。
- 6 **22:25**
警察官到着

警察官に状況を引継ぎ。銃刀法違反（刃物携帯禁止）の現行犯として警察が処理。

 **教訓：**刃物を持つ相手への対応は**警察対応が原則**。警備員の差押えは禁止。一時預かりは「振り上げた凶器の制止」のみ可能。逮捕より通報&通報精度を優先。

✓ 理解度チェック

未受験

1 銃刀法における「刀剣類」の定義として正しいものはどれか。

- 刃渡り10cm以上の刀・剣
- 刃渡り15cm以上の刀・剣・やり・なぎなた（剣は5.5cm以上）
- 刃渡り20cm以上の刃物全般
- サイズに関係なく全ての刃物

2 業務その他正当な理由なく携帯が禁止される刃物の刃体長さはどれか。

- 3cmを超える刃物
- 5cmを超える刃物
- 6cmを超える刃物
- 10cmを超える刃物

3 「正当な理由による場合」に該当するのはどれか。

- 護身用で常時携帯
- 無目的で持ち歩く
- 生活必需品でも目的・携帯状態が不明確
- 購入して自宅に持ち帰る場合

4 金属製の模造拳銃（モデルガン）について、所持が許される条件はどれか。

- 銃口を閉塞すれば色は問わない
- 黒色又は灰色である
- 銃口を閉塞し、銃全体が黄色（金色メッキ含む）又は白色である
- 金属製は一切所持禁止

[答え合わせ](#)

[リセット](#)

09 警察機関等への連絡方法

9-1. 連絡の意義

警備業務は市民が自らの生命・身体・財産を守る権利があることを根拠として、市民との委託契約に基づきこれを代行するもの。**市民が自己の安全を守るために取り得る範囲に限定される。**

委託者である市民に関する事件事故が発生した場合は、強制的権限のある警察等に処理を委ねる。

適切な連絡通報の重要性

委託者の生命・身体・財産の安全を守る警備業にとって必要であり、私的企業としての社会的責任の一つ。

9-2. 事故発生前の連絡

業務開始前に警察等と緊密な打ち合わせ・連絡を行う必要がある業務。

▶ 事故発生前の連絡を必要とする警備業務

1. 原子力関係施設等社会の安全に重大な影響のある対象施設の警備
2. 大規模な催し物等に伴う雑踏警備業務
3. 多額の現金等の運搬に伴う貴重品運搬警備業務
4. 社会的に重要な人物に対する身辺警備業務
5. その他事件・事故等が発生した場合に社会公共の安全に重大な影響を及ぼすと考えられる警備業務

▶ 事故発生前の連絡要領

1. 警備業務の種類と開始年月日
2. 警備業務に従事する警備員数
3. 当該業務に係る指揮系統と連絡体制（警察への連絡体制含む）
4. 当該業務において使用する装備資機材（護身用具含む）
5. 事件・事故等発生時の処理内容
6. その他当該警備業務の実施計画の内容
7. 当該警備業務の実施に関連する諸情勢

9-3. 事故発生時の連絡

通報先	用途
110番	事件・事故
119番	救急・火災
118番	海上における事件・事故

▶ 連絡すべき事故等の区分及び態様

種別	行為の態様
器物損壊	街路灯・植物の植え込み・自動車への損壊等
粗暴行為	酒に酔って粗野・乱暴な言動で他人に迷惑
不法侵入	立入禁止場所、他人の家屋・庭等に無断で入る
業務妨害	正当な理由なしに他人の業務を妨害
暴行傷害	相手を殴る・蹴る等の暴行
窃盗	他人の財物を盗む

9-4. 警察等への連絡要領

▶ ア. 交通事故

- (ア) 交通事故が発生した日時、場所
- (イ) 負傷者の有無、負傷の程度等（六何の原則）

▶ イ. 不法事案

- (ア) 不法事案が発生（認知）した日時、場所
- (イ) 死傷者の有無、現場の状況、車の有無等（六何の原則）

▶ ウ. 連絡の状況

- **警備員自身が直接通報**：現場から直接（携帯電話等）が望ましい
- **見聞者からの連絡を受けて通報**：見聞した本人から直接警察に話させることが最良
- **第三者に依頼して通報**：必要項目をメモして渡す等あらゆる手段を講ずる

▶ エ. 連絡上の留意事項

- 緊急連絡は「巧遅（こうち）」よりも「拙速（せつそく）」を心がけ時期を失しない
- 連絡は一回で終わらず、警察官等の現場到着まで必要事項があるときは追加連絡
- 連絡内容は「六何の原則」（5W1H）に基づき簡潔・明瞭に

▶ 六何の原則（5W1H）

いつ WHEN	どこで WHERE
誰が WHO	何を WHAT
なぜ WHY	どうやって HOW

9-5. 消防機関への連絡要領

▶ ア. 火災

- (ア) 場所（所在地、名称）、付近の目標となる建物等
- (イ) 建物（一戸建て住宅、マンションの何階、会社事務所）
- (ウ) 火災の状況等

▶ イ. 救急車要請

- (ア) 負傷の原因と発病の経過等
- (イ) 場所（所在地、名称）、付近の目標となる建物等
- (ウ) 傷病人の数
- (エ) 現在の容態等

9-6. 非常電話による連絡

高速道路では非常電話は**1キロメートル間隔**、トンネル内では**200メートル間隔**に設置。

- 送受話器を取ると自動的に交通管制につながる
- 「故障」か「事故」等についてまず通報
- 故障・事故・救急・火災のボタンで交通管制室へ緊急事態の内容が通知される

 **現場ではこうなる**

交通誘導現場で発生した接触事故 — 5W1H通報の実例

1 | 10:45
| 事故発生

道路工事の交通誘導中、誘導の合間にトラックと乗用車が接触。乗用車運転手が頭部を打撲。

2

10:45

「拙速」を心がけ即110番&119番

「巧遅より拙速」。完璧な通報文を考える前に通報する。

3

10:46

5W1Hで簡潔に伝達

・

いつ

：たった今、10時45分頃

・

どこで

：札幌市〇〇区〇〇通り、〇〇交差点付近

・

誰が

：当方は警備員〇〇、事故車2台

・

何を

：交通事故、トラックと乗用車の接触

・

なぜ

：（不明、現場保存中）

・

どうやって

：乗用車運転手が頭部負傷、意識あり

4

10:48

追加連絡

救急隊到着までの間、負傷者の容態変化や交通状況を追加通報。

1回で終わらず複数回

。

5

10:50

会社・指導教育責任者にも連絡

事故内容と対応状況を本社にも速報。労災・賠償・契約先対応の準備。

6

10:55

救急隊・警察到着

事実のみを引継ぎ。憶測を語らない。記録（時刻・状況・関係者）を提出。



教訓：緊急連絡で大切なのは「正確さ」より「速さ」。情報が不完全でもまず通報、その後で追加連絡。5W1Hは暗記してパッとと言えるレベルに。

✓ 理解度チェック

未受験

1 海上における事件・事故の通報番号はどれか。

- 110番
- 119番
- 118番
- 117番

2 緊急連絡の心構えとして正しいものはどれか。

- 「巧遅」よりも「拙速」を心がける
- 正確な情報がそろうまで通報を待つ

- 通報は1回で完結させる
- 事案内容によっては通報を見送る

3 「六何の原則」(5W1H)に含まれないものはどれか。

- いつ (When)
- どこで (Where)
- 誰が (Who)
- いくらで (How much)

4 高速道路の非常電話の設置間隔として正しいものはどれか。

- 500m間隔 (トンネル内100m)
- 1km間隔 (トンネル内200m)
- 2km間隔 (トンネル内500m)
- 5km間隔 (トンネル内1km)

答え合わせ

リセット

10 現場保存の方法

10-1. 現場保存の意義

犯罪現場を犯行後の状態のまま保存し、証拠や遺留品の散逸・変質・滅失を防止して警察官の採証活動等に協力する活動。

△ 鉄則

現場では、髪の毛一本、一粒の土でもそのままにしておき、絶対に触らずそのままの状態を保ち、たとえ被害者であっても警察官が来て指示があるまでは人を現場に入れない。

10-2. 現場保存の範囲

犯罪が行われた地点だけではなく、犯罪の態様に応じて**犯人の行動範囲の全ての場所**。犯行の場所を中心としてできる限り広い範囲にわたって保存措置をとる。

1. 犯罪が行われた部屋
2. 現場に通じる屋内の経路
3. 侵入、逃走の経路
4. 屋外、地上の保存資料

10-3. 現場保存要領と留意事項

- ▶ (1) 現場保存範囲の確保

1. 犯行の地点・部屋を確保し、現場に通じる通路を確保
2. 建物構造・敷地形状を勘案してできる限り広い範囲で立入禁止を呼びかけ、必要によりロープ等で立入制限区域を設定
3. 関係者からの協力の下に行われ、**強制力はない**

▶ (2) 立入り制限の実施

- 現場保存範囲内から全ての人を速やかに立ち退かせる
- 従業員・来訪者は別室又は適当な場所に退去
- 一旦退去した者が再び立入ろうとした場合は説得して立入をやめさせる
- 建物の所有者・事業所の責任者等もやむを得ない場合は同行し行動範囲を記録
- 立入制限前後に現場で行動した人の氏名・時間・行動範囲を記録

▶ (3) 現場の状況・証拠品等に対する留意事項

1. 現場のすべての物に手を触れない
2. 現場の物の位置を変更しない（扉・窓・カーテンの開閉位置／キャビネット・ロッカー・机の引出しの開放位置／床面の散乱状態）
3. 自分の行動経路はなるべく一定にし、現場をうろつかない
4. 現場の電話・スリッパ・便所を使用しない
5. タバコの吸殻・紙屑を捨てたり、たんやつばを吐いたりしない
6. 屋外に血痕・タイヤ痕等があるときはバケツやビニール等で覆いをする

▶ (4) 発見者・目撃者の確保

- 有力な参考人として、極力立ち去らないように要請
- 立ち去る場合は必ず住所・氏名・連絡用の電話番号を記録
- 現場付近の人達の会話・動静に注意し、情報提供者として協力を得られそうな人の存在を記録

▶ (5) 現場周辺の秩序の回復と維持

- 立入制限線の設定による業務の渋滞、現場周辺の混雑を緩和
- 群集心理による野次馬の動向に注意
- 公道に近い現場では交通渋滞と事故の防止

- ・ 警察車両等の緊急車両の進入路を確保

10-4. 重傷者と死体の措置

▶ (6) 重傷者の措置

- ・ 負傷者に意識がある場合：加害者名、負傷の理由、状況等を聞き出す
- ・ 負傷者の倒れている位置と方向、状態を記録
- ・ 衣服・着衣の乱れ具合を記録
- ・ 出血の状態、血痕の飛散状態を記録
- ・ 付近に凶器がある場合、位置と状態を記録

※被害者が重傷の場合は**救護を最優先**。救急車手配と応急手当を実施。

▶ (7) 死体のある現場

- ・ 真死か仮死で蘇生可能かを見極める
- ・ 疑わしい場合は直ちに救急隊の出動要請
- ・ 真死が明らかな場合は現場保存を正確に実践し、できる限り広く確保
- ・ **死体に対しては礼を失しないよう気を付ける**

▶ (8) 不自然な死体の区分

犯罪死体

死亡の原因が犯罪による場合（殺人、他人の過失による死亡）

変死体

犯罪によるかどうか疑問のある不自然な死体。死因の究明により判明する

異常死体

犯罪によらないことが明らかな死体（過失死、自殺、災害死等）

▶ (9) 死体発見時の報告事項

1. 死亡の原因（判明している場合）
2. 死体発見の時間・場所、発見時の状況
3. 死体の推定年齢・性別・着衣
4. 死体の状況
5. 現場保存の措置
6. 第三者の連絡で知った場合は、発見者の氏名・住所・電話番号、死体との関係

△ 厳守事項

死体に近づかない／死体は外観のみ観察

▶ (10) 犯罪現場における言動の慎み

- **どんな場面でも冷静沈着**：現状の雰囲気にもなまらず、周囲に巻き込まれない
- **秘密の保持**：自分が最初の発見者でも、第一発見者を知っていても、捜査機関以外の第三者に具体的状況を話してはならない
- 警察官が到着し確実に現場保存を引き継ぐまで頑張る

10-5. 警察官への引継ぎの要領

事実のみに話し、警備員自身の憶測・推察等で報告してはならない。

1. 契約先の事業所・施設の名称、業種、所在地、責任者、電話番号
2. 警備員が発見した場合は氏名と警備会社
3. 発見の時間と発見の状況
4. 連絡・通報を行った時間と連絡対象の範囲
5. 第三者の連絡で事件を知った場合は、発見者の氏名・住所・連絡先
6. 現場保存の措置を行っている範囲とその方法
7. 現場保存の開始時間（立入制限を行った時間）
8. 立入制限線設定前における警備員自身の現場内での措置と行動範囲
9. 立入制限実施前の現場に居合わせた者の氏名・住所・連絡先
10. 立入制限実施後に現場に出入りした者の氏名・住所・連絡先・出入時間・行動範囲
11. 現場内で物の位置の移動が行われた場合の理由と移動前の位置・状況
12. 関係者が所在する場所と連絡方法
13. 関連すると思われる情報の提供と提供者の氏名・住所・連絡先

ポイント

上記の他にもどんな些細なことでも積極的に提供する。情報の価値は警察官が判断するので遠慮しない。

現場ではこうなる

夜間警備中、オフィスで死体を発見

1

3:20

異変の認知

定期巡回で15階オフィスに入ると、机に倒れている男性。声かけに反応なし。

2

3:21

真死か仮死かの判断

遠目に外観のみ確認。

近づかない・触れない

。意識・呼吸・脈の有無を見極める。蘇生可能性があれば救急要請優先。

3

3:22

119番&110番通報

救急車と警察を同時に要請。「不自然な死体の可能性」と伝達。場所・状況・自分の身分を伝える。

4

3:23

現場保存範囲の確保

15階フロア全体を立入禁止。ロープがなければイス・テープ等で代用。

強制力はない

ため関係者の協力を得る。

5

3:24

現場をうるつかない

自分の経路は最小限に。電話・トイレ・スリッパは使用禁止。タバコ・つばも禁止。エレベーターは1基を救急隊用に確保。

6

3:25

記録作成

発見時刻、現場の状態、自分の行動範囲、通報時刻を時系列でメモ。後の警察への引継ぎ資料となる。

7

3:30

救急・警察到着

事実のみ報告。「自殺だと思います」等の

憶測は厳禁

。発見状況、通報時刻、立入制限の範囲・時刻を引継ぎ。

8


3:45

会社・契約先への報告

本社・指導教育責任者・契約先責任者に状況を報告。マスコミ対応は会社判断。

第三者への情報漏洩は秘密保持義務違反

。

 **教訓：**現場保存は「触らない・うろつかない・しゃべらない」の三原則。冷静さを失えば証拠を破壊し、犯罪なら捜査を妨害する。事実のみ・時系列で記録し、警察に確実に引継ぐ。

✓ 理解度チェック

未受験

1 現場保存において警備員が行ってはいけない行為はどれか。

- 立入制限線の設定
- 現場周辺の交通整理
- 現場の電話を使って連絡する
- 発見者・目撃者の連絡先を記録

2 不自然な死体の区分として正しい組み合わせはどれか。

- 犯罪死体・変死体・異常死体
- 事件死体・事故死体・自然死体
- 傷害死体・病死体・老衰死体
- 確定死体・推定死体・不明死体

3 警察官への引継ぎ時の留意事項として正しいものはどれか。

- 警備員の推察・憶測も含めて詳細に報告する
- 重要と思われる情報のみを抜粋する
- 関係者には報告内容を事前確認してもらう
- 事実のみを話し、憶測・推察は避ける

4 立入制限について正しいものはどれか。

- 警備員には強制的に立入制限を実施する権限がある
- 関係者の協力の下に行うもので、強制力はない
- 建物所有者であれば自由に出入り可能
- 立入制限は警察官の到着後に実施する

答え合わせ

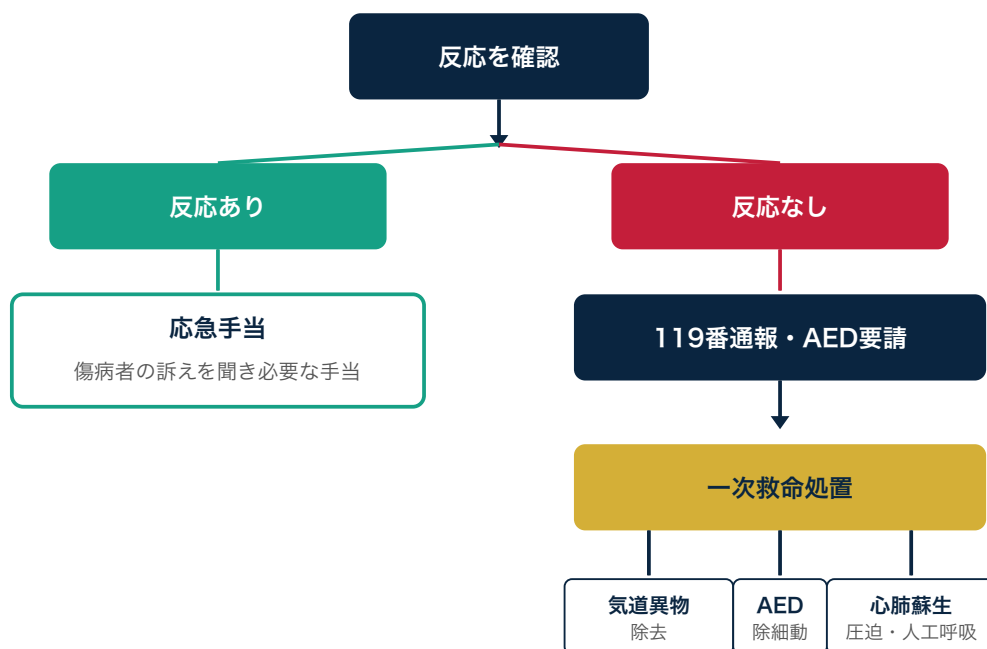
リセット

11 救急蘇生法

11-1. 救急蘇生法の意義

警備業務は、事件や事故から人の生命・身体・財産等を守ること。一般人に比べ事故等による負傷者に遭遇することが多く、警備員は適切な措置を取ることが社会的に期待されている。

救急蘇生法のフロー



特別な資格がなくても、誰でも一次救命処置を行うことができる

▶ 救急蘇生法の構成

応急手当

突然の怪我・病気になった人に対し、悪化を回避するための最小限の諸手当（病院に行くまで）

救急処置

心臓や呼吸が止まった人の命を救うため、そばに居合わせた人ができる応急手当

一次救命処置

気道異物除去・除細動（AED）・心肺蘇生（胸骨圧迫・人工呼吸）

特別な資格がなくても誰でも行うことができる

二次救命処置

医師が行う高度の救急処置

11-2. 心肺蘇生法の手順

▶ (1) 反応を確認

- 1 軽く肩をたたき「大丈夫ですか？」 「もしもし、もしもし」

反応なしと判断する基準：目を開けない／何らかの返答がない／何らかの仕草がない

▶ (2) 助けを呼ぶ

- 1 誰か来て！人が倒れています！

- 2 119番に通報してください！

- 3 AEDを持ってきてください！

※救助者が一人等の場合は自分で119番通報を行う。

▶ (3) 気道の確保（頭部後屈あご先挙上法）

1. 片手を額に当てる
2. 一方の手の人差し指と中指の2本をあご先に当てる
3. 頭部を後ろにのけぞらせ、あご先を挙げる

▶ (4) 呼吸の確認

気道を確認しつつ、自分の頬を傷病者の口・鼻に近づけて胸を見る。

10秒以内で「見て・聞いて・感じて」確認：胸や腹部の上下／息の音／頬で息を感じる。

▶ (5) 人工呼吸（口対口）

正常な呼吸がなければ口対口人工呼吸により息を吹き込む。

1. 気道を確認したまま、額の手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ
2. 自分の口を大きくあけて傷病者の口を覆い、空気漏れがないようにして**約1秒**吹き込む
3. 胸が持ち上がるのを確認
4. 一旦口を離し、同じ要領でもう一回吹き込む

💡 ポイント

吹き込みは**2回まで**。簡易型の感染防護具（一方向弁付き感染防止シート、人工呼吸用マスク）があると役立つ。

傷病者に出血がある場合や感染防護具がない等で人工呼吸がためられる場合は**省略してすぐ胸骨圧迫に進む**。

▶ (6) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

胸の真ん中を重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫。

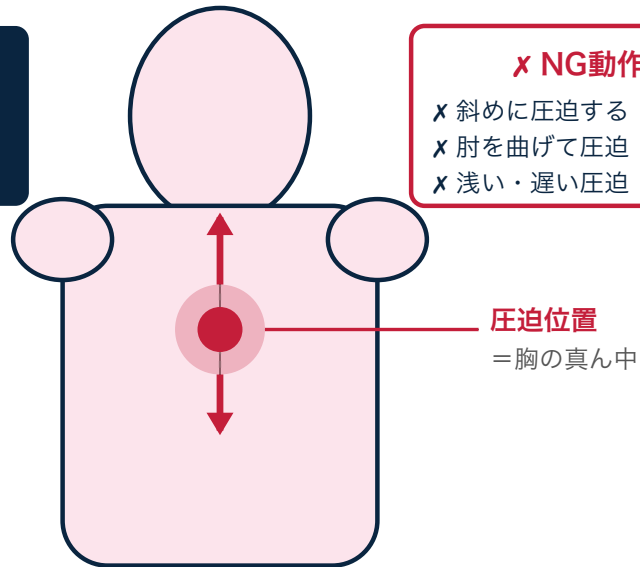
胸骨圧迫の正しい位置と姿勢

圧迫の3ルール

深さ 4~5cm
速度 1分間に30回
姿勢 肘を伸ばし真上から

× NG動作

× 斜めに圧迫する
× 肘を曲げて圧迫
× 浅い・遅い圧迫



胸の真ん中を重ねた両手で、肘を伸ばして真上から圧迫する

- 傷病者の胸が**4~5cm沈むほど強く**圧迫
- **1分間に30回連続**
- 人工呼吸を併用するときは圧迫後すぐ口対口を2回行う
- 救助者が2人いる場合は2分間程度を目安に交代

△ NG動作

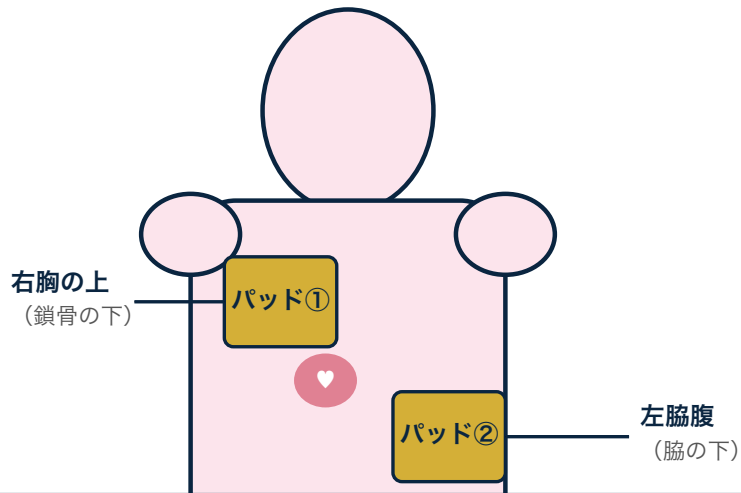
斜め圧迫 ×

肘を曲げて圧迫 ×

11-3. AEDの使用手順

心肺蘇生法実施中にAEDが届いたら**すぐに使う**。

AED電極パッドの貼付位置



△ ショックボタンを押す前に必ず：

「皆さん離れてください」と声をかけ、誰も傷病者に触れていないことを目視確認

右胸上+左脇腹の2点でパッドを貼り、心臓を挟むように配置

- 1 AEDを傷病者の頭の近くに置く
- 2 電源を入れる
- 3 電極パットを貼る（位置は本体に図示されている）
- 4 「体に触れないでください」音声メッセージ → 自動的に心電図の解析が始まる
- 5 「ショックが必要です」「ショックボタンを押してください」のメッセージとボタン点灯
- 6 「皆さん離れてください」と声をかけ、誰も触れていないことを確認
- 7 ショックボタンを押す
- 8 AEDメッセージにより心肺蘇生法を再開

△ ショックボタンを押す際の注意

- ・ 自分も傷病者から離れる
- ・ 誰も傷病者に触れていないことを確認

11-4. 出血と止血法

▶ 出血の種類

動脈性出血

色は**鮮紅色**、脈を打つように「ピューッ、ピューッ」と血が噴き出す。短時間に多量の血液を失うので**速やかな止血処置が必要**

静脈性出血

色は**暗赤色**、持続的に「ジワー」と出血。動脈性ほど慌てる必要はないが、出血が多い時は速やかな止血処置が必要

毛細血管出血

転んですりむいた時や指先を切った時など、**滲み出るような出血**

▶ 直接圧迫止血法

最も簡単で確実な止血法。滅菌ガーゼや清潔なハンカチ等を直接傷口に当て、強く圧迫。手にビニール袋を被せて圧迫すれば血液感染の防止になる。

静脈性出血、毛細血管出血はほとんどこの方法で対処可。

▶ 間接圧迫止血法

水道ホースを踏むと水が止まる原理と同じ。傷口を直接圧迫しながら、傷口から心臓に近い動脈を骨に向かって指で押さえることで血液の流れを止める。

▶ 止血法の最終手段

取扱い注意

手足の大出血時、腕・足などの切断時に行う方法で、直接圧迫止血法では止血困難な時に行う。

正しく行わないと血管をつぶしたり、神経を切断したり、末梢神経を壊死させる危険があるので安易に行ってはならない。

商業施設で倒れた来館者 — AED使用までの90秒

- 1 **15:00**
来館者の異変
1階エントランスで60代男性が突然胸を押さえて倒れた。即座に駆け寄る。
- 2 **15:00:10**
反応確認
肩を軽くたたいて「大丈夫ですか！」と呼びかけ。反応なし。
- 3 **15:00:20**
大声で応援要請
「人が倒れています！119番通報お願いします！AEDを持ってきてください！」周囲のスタッフに具体的に依頼。
- 4 **15:00:30**
気道確保&呼吸確認
頭部後屈あご先挙上法。10秒以内で「見て・聞いて・感じて」確認。正常な呼吸なし。
- 5 **15:00:40**
胸骨圧迫開始
胸の真ん中を1分間に30回、4~5cm沈むほど強く圧迫。「強く・速く・絶え間なく」。
- 6 **15:01:00**
AED到着
同僚がAEDを持参。電源ON、パッドを右胸上+左脇腹に貼付。
- 7 **15:01:30**
心電図解析・ショック実施
「ショックが必要です」のメッセージ。「皆さん離れてください！」と声出し確認後ボタン押下。

8

15:01:35

胸骨圧迫再開

AED指示に従い心肺蘇生法を再開。救急隊到着まで継続。

9

15:08

救急隊到着・引継ぎ

発見時刻、実施した処置、AEDショック回数を引継ぎ。記録は警察・搬送先病院での重要資料。



教訓：心停止から**1分経過するごとに救命率は約10%低下**する。AEDを使うかどうか考えてはダメ。「反応なし→119&AED」を反射で動けるよう訓練。胸骨圧迫は止めない。

✓ 理解度チェック

未受験

1 胸骨圧迫の正しい実施方法はどれか。

- 胸が2～3cm沈むほど・1分間に60回
- 胸が3～4cm沈むほど・1分間に20回
- 胸が4～5cm沈むほど・1分間に30回
- 胸が6～7cm沈むほど・1分間に60回

2 呼吸の確認は何秒以内に行うか。

- 5秒以内
- 10秒以内

30秒以内

1分以内

3 AEDのショックボタンを押す前に必ず行うことはどれか。

傷病者の意識を再確認する

119番に再連絡する

AEDの電源を一度切る

「皆さん離れてください」と声をかけ、誰も触れていないことを確認

4 動脈性出血の特徴として正しいものはどれか。

鮮紅色で、脈を打つように噴き出す

暗赤色で、持続的にジワーと出る

滲み出るような出血

透明な液体が混じる

答え合わせ

リセット

